

2017年5月29日

ユニバーサル志縁社会創造センター理事会 2016年度事業報告(案)

<総論>

1. 「社会的養護下にある子の自立を考える研究会」を開催

2015年度実施した中長期計画委員会での議論に基づき、今年度「社会的養護下にある子の自立を考える研究会」を開催し、2016年度から首都圏若者サポートネットワーク(仮称)を立ち上げることとなった。

2. 平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業「就労準備支援事業評価ガイドライン検証事業」の実施

また、厚生労働省社会福祉推進事業を今年度も採択され2015年度に作成した「就労準備支援事業評価ガイドライン」を検証するために(1)就労準備支援事業評価ガイドラインに基づく事前事後アンケート調査、厚生労働省社会・援護局地域福祉課が調査主体である(2)生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標による調査、社会福祉法人生活クラブ風の村が調査主体である(3)生活困窮者自立支援事業新アセスメント モニタリング調査の3種類の調査を同支援対象者に実施し、結果について比較検証することで評価モデルの妥当性やガイドラインの利便性について明らかにした。

3. NPO支援、政策提言

NPO支援としては、専門家派遣や講演会、NPO支援ツールの販売、情報発信等を継続して行ない、政策提言としては事務局をしている市民キャビネットが都知事選に向けた政策行動「市民キャビネット首都圏緊急集会」を実施した。

4. 震災支援活動

2016年4月に発災した熊本地震の支援として日本マイクロソフトと連携して避難所運営担当者、物資拠点の職員、そして市役所との情報共有と情報活用を行うためのクラウドサービスを利用したネットワークシステムを導入のサポートを行った。また東日本大震災以降継続的にボランティア派遣をしている陸前高田市、大船渡市に今年度も学生ボランティアの派遣を行った。

5. 公益法人化の議論

中長期計画に基づき議論してきた「社会的養護下にある子の自立を考える研究会」において基金造成が提言され、より多くの市民、企業団体等からの支援を得ていくために、税制優遇などがある公益法人への移行することとした。

<当センターの事業内容>

1. 子どもの貧困への対応

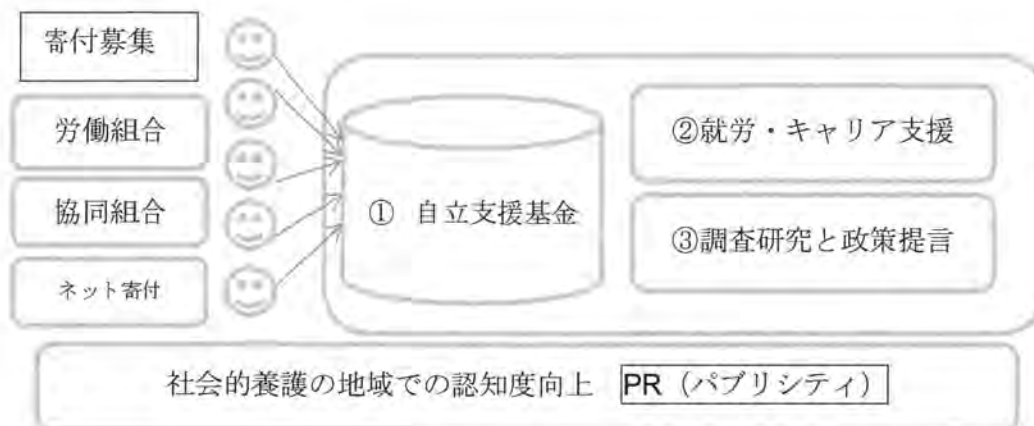
1) 子どもの貧困に全国規模で共同して取り組むための研究会の開催

措置経験の有無に係わらず家族の後ろ盾もなく困難に直面する子どもたちが自立するために必要な支援の仕組みを構築することを目的に研究会を開催し、措置解除後の子ども・若者等の自立を支える基金を設置することを提言として取りまとめた。2017年度以降は上記提言を推進するために学識経験者、基金を醸成する各種団体の担当者、基金を道具として活用する伴走者側の代表者

が参画する基金運営委員会を設置することとした。

基金の機能

- ・①自立支援基金の醸成
- ・②就労・キャリア支援
- ・③調査研究と政策提言



賛同団体：

- 日本生活協同組合連合会
- パルシステム生活協同組合連合会
- 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
- 日本労働者協同組合連合会
- 日本労働組合総連合会
- 労働者福祉中央協議会

【委員名簿】

(敬称略、五十音順、2016年7月20日時点)

- 猪飼周平 一橋大学大学院社会学研究科、社会学部 教授
- 池田徹 一般社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター 代表理事、社会福祉法人 生活クラブ風の村 理事長
- 伊藤由理子 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 常勤理事
- 沖倉紅児 生活協同組合 パルシステム生活協同組合連合会 地域支援本部 総合福祉事業推進室 室長
- 兼間道子 NPO 法人 日本ケアシステム協会 会長
- 鴨崎貴泰 NPO 法人 日本ファンドレイジング協会 事務局長
- 塩原洋光 労働者福祉中央協議会 事務局次長
- 重富健太郎 日本労働組合総連合会 総合政策局 生活福祉局 部長
- 菅原亜弥 認定NPO 法人ブリッジフォースマイル 事務局長
- 馬場幹夫 日本労働者協同組合連合会センター事業団東京統括本部本部長、日本労働者協同組合連合会理事
- 早川悟司 社会福祉法人子供の家 児童養護施設子供の家 施設長 社会福祉士
- 平野覚治 社会福祉法人ふきのとうの会 理事長、老人給食協力会ふきのとう代表、全国老人給食協会専務理事
- 牧野史子 NPO 法人 介護者サポートネットワークセンター アラジン 理事長
- 町野弘明 一般社団法人ソーシャルビジネス・ネットワーク 専務理事・事務局長
- 宮本みち子 放送大学 副学長

村上彰一 生活クラブ生活協同組合・東京 専務理事
山田浩史 日本生活協同組合連合会 組織推進本部 組合員活動部

・第1回研究会

日時 2016年7月21日(木)

会場 TKP 新橋汐留ビジネスセンター カンファレンスルーム B201 (港区新橋 4-24-8 2 東洋海事ビル)

内容 宮本委員、早川委員、猪飼委員からの発表 ほか



・第2回研究会

日時 2016年10月24日(月)

会場 TKP 新橋汐留ビジネスセンター カンファレンスルーム 301 (港区新橋 4-24-8 2 東洋海事ビル)

内容 自立援助ホームあすなろ荘ホーム長恒松大輔さん、菅原委員からの発表 ほか



・第3回研究会

日時 2017年1月12日(木)

会場 TKP 新橋汐留ビジネスセンター カンファレンスルーム 102 (港区新橋 4-24-8 2 東洋海事ビル)

内容 アフターケア相談所 ゆずりは 地域生活支援スタッフ・社会福祉士 広瀬朋美さん、
NPO 法人社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ スーパーヴァイザー木本ゆうさんからの
発表 ほか



・第4回研究会

日時 2017年3月16日(木) 14:00-16:30(予定)

会場 TKP 新橋汐留ビジネスセンター カンファレンスルーム 304 (港区新橋 4-24-8 2 東洋海事ビル)

内容 報告書作成について、次年度の基金運営委員会について ほか



2) 広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーに参画

「こども食堂がその地域でどんな役割の場所になっていけたらいいのか」「地域の人たちがこども食堂にどんなふうに関わっていけるんだろう」こうしたこども食堂の理念やあり方について、講演会やシンポジウムなどを通して考えていくために、実行委員会を立ち上げ全国 47 都道府県をつなぐツアーを赤い羽根福祉基金の助成を受けて実施。当団体からは副実行委員長として平野常務、実行委員として池本専務、湯浅理事が参画している。地域の実情に根差した「こども食堂のあり方」について、多様な立場の方々をお招きしながら話し合っていく。



3) 日本生活協同組合連合会 子どもの貧困研究会にオブザーバー参加

日本生活協同組合連合会が貧困問題からの連鎖を断ち切るため、子どもの貧困を中心に、現状の把握、この問題の課題・生協ができる取り組みを整理し、提言をまとめることを目的とした研究会を実施。池田代表、池本専務がオブザーバーとして参加。

2. 社会的経済セクターの協働（地域に根差した政策づくりや具体的参加の促進）

1) NPO の基盤強化（中間支援 NPO へのノウハウ・情報の提供）

①人材育成（コミュニティ・オーガナイズング・ワークショップの実施）

ハーバード大学マーシャルガンツ博士が開発した市民一人一人のリーダーシップを育む「コミュニティ・オーガナイズング・ワークショップ」を福祉関係者、NPO 等社会活動に取り組むセクターを超えた人材向けに実施。

また、連合「コミュニティ・オーガナイズング研究会」の有識者や労働者福祉東部ブロック協議会主催第 10 期福祉リーダー塾の講師として池本専務が参加。

●労働者福祉東部ブロック協議会

8月26日、27日

静岡県

第10期福祉リーダー塾

●ワークショップ開催一覧

2016年

5月4日、5日

長野県

若者会議勉強会

6月4日、5日

東京都

COJ 主催 WS (第5回)

7月2日、3日

石川県

金沢市

6月27日、7月4日、11日

東京都

慶應義塾大学

6月28日、7月5日、19日、8月9日

東京都

グリーンズスクール

7月16日

東京都

大隈塾

7月23日、24日

岡山県

岡山市

8月20日、21日

京都府

京都市

9月1日、2日

福岡県

久留米市

※宮崎から井上優理事がコーチとして参加。

9月10日、11日

東京都

COJ 主催 WS (第6回)

9月24日、25日

東京都

福島市

9月22日、10月29日、30日

福岡県

夢追塾

12月3日、4日

京都府

社協関係者

12月17日、18日

東京都

社会創発塾 4期

2017年

1月15日

徳島県

徳島市

1月25日、26日 1月27日

東京都

内閣府

2月11日、12日

東京都

COJ 主催 WS (第7回)

2月25日、26日

佐賀県

佐賀市

3月11日、12日

福岡県

久留米市

3月11日、12日

山梨県

笛吹市



②政策提言プラットフォームの運営

本法人が取り組む社会課題（子どもの貧困、震災復興等）の声を集め、パブリックな場で政府と交渉する場の設定を目指す。

ア. 都知事選に向けた政策行動「市民キャビネット首都圏緊急集会」

日時：平成28年7月11日（月）

場所：霞が関ナレッジスクエア

主催：市民キャビネット

構成団体約50名が参加。要請する政策として、(その1)大需要を有効化する新しい大型の公共投資(その2)行政地域システムのソリューション(その3)市民参加型事業のプレゼン(1.子育て支援からこども・女性の権利保障、2.福祉・循環型地域生活支援、3.東京・首都圏での新しい公共投資安全な都市地域づくり、帰宅困難者対策と地域支援システム、4.首都圏災害に備える協働型訓練)をまとめ、7月14日に主要政党と候補者に向けて発信させていただきました。



イ. 災害支援部会 平成28年度 「広域的地域間共助」推進協働型災害訓練

東日本大震災においては、都市と農村の交流連携や姉妹都市・友好都市連携など、地域活性化や地域振興を目的とした遠隔地との連携・交流の取組がきっかけとなって被災地の支援活動に発展するなど、平時に構築した連携の枠組みが有事の助け合いにおいて効果的に機能を発揮した。本法人理事団体のNPO埼玉ネットとすぎとSOHOクラブ・は行政間、行政とNPO・市民団体(以下NPO等という)との連携を支援し多数の広域的な地域間の相互支援(共助)活動を進めてきた。このような取組を有効に機能させるために、常日頃から連携する地域同士が「顔の見える関係」づくりを継続的に進めておくとともに、いざというときの手厚い支援に繋げるために、行政関係者のみならず、地域住民や企業、NPOなど幅広い関係者を巻き込み、多様な階層が重層的な連携体制を構築することが必要と考え協働型災害訓練を行った。

日時:平成29年2月3・4日(金・土)

場所:埼玉県杉戸町ふれあいセンター エコ・スポいずみ

事業主体:埼玉県杉戸町、福島県富岡町・川内村、NPO埼玉ネット、すぎとSOHOクラブ

参加者数:1日目120名、2日60名



③情報発信の強化

ユニバーサルな志縁社会を推進する先駆的事例をホームページ、メールマガジン、インターネット中継などを活用し、全国の中間支援NPOを中心に発信した。

メールマガジン：

- ・通常版：4月12日、5月12日、6月11日、7月2日、8月25日、9月26日、10月26日、11月28日、1月18日、2月7日（12月は配信なし）
- ・臨時号：11月1日（第3回生活困窮者自立支援全国研究交流大会案内）

イベント：

- ・第87回メーデー中央大会：4月29日（金・祝）（池本）
- ・東京ベジフードフェスタ2016：10月29日（土）30日（日）（開催協力）
- ・NPOまつり：12月3日（土）4日（日）

団体案内展示、ステージ、運営準備

- ・土と平和の祭典：10月16日（日）ブース出展（小山田）



第12回NPOまつり2016（代々木公園）



土と平和の祭典2016（日比谷公園）



第87回メーデー中央大会（代々木公園）

動画配信：

- ・埼玉NPO放送局「キミに、つながってテレビ！」
事務局（小山田）がMC担当



④支援ツールの提供による機能強化

専門家派遣や講演会、NPO支援ツールの販売等を継続して行う。

ア. 専門家による起業・運営相談（会計・税務）

- 2016年7月13日 NPO法人 ベジカルチャーネットワーク（運営相談）
- 10月5日 NPO法人日本失語症協議会（会計相談会）
- 11月18日 International Developmental Field Camp（会計相談）
- 11月18日 まちづくりセンター伊東（会計相談）
- 12月7日 NPO法人患者スピーカーバンク（会計相談）
- 2017年2月7日 まちづくりセンター伊東（会計相談）
- 2月7日 団体名匿名（会計相談）

イ. 支援ツールの普及（NPO活動保険、会計ソフトウェア等の販売）

- NPO活動保険（保険代行社、あいおいニッセイ同和損害保険）
- N-books紹介（問い合わせ対応）
- 会計日誌等ツールの販売（会計日誌 平成28年度は623部※2月14日現在）

チャリティ自販機の設置。(生活科学運営、生活クラブ風の村等)

ウ. NPO 支援東京会議の事務局運営

NPO 支援東京会議(会計士、税理士等の専門家ネットワーク)の事務局。

<NPO 支援東京会議 4 月定例セミナー>

- テーマ「NPO 会計・税務の事例研究(その他事業)」
- 日時 2016 年 4 月 13 日(水) 18:30 から 20:30
- 場所 神明いきいきプラザ集会室A
- コーディネーター 福井由紀子さん(税理士、NPO 支援東京会議運営会員)
- 参加者 12 名



<NPO 支援東京会議 6 月定例セミナー>

- テーマ「遺贈寄付の税務」
- 日時 2016 年 6 月 15 日(水) 18:30 から 20:30
- 場所 神明いきいきプラザ集会室A
- セミナー講師 脇坂誠也さん(税理士、NPO 会計税務専門家ネットワーク理事長)
- 参加者 18 名



<NPO 支援東京会議 10 月定例セミナー>

- テーマ「NPO 法人会計基準」
- 日時 2016 年 10 月 5 日(水) 18:30 から 20:30
- 場所 文京シビックセンター5階A会議室
- セミナー講師 脇坂誠也さん(税理士、NPO 会計税務専門家ネットワーク理事長)
- 参加者 12 名



<NPO 支援東京会議 11 月定例セミナー>

- テーマ「NPO の財務分析」
- 日時 2016 年 11 月 18 日(金) 18:30 から 20:30
- 場所 神明いきいきプラザ集会室A
- セミナー講師 荻野俊子さん(NPO 会計支援センター代表)
- 参加者 14 名



<NPO 支援東京会議 12 月定例セミナー>

- テーマ「NPO 法人の収益事業」
- 日時 2016 年 12 月 7 日(水) 18:30 から 20:30
- 場所 神明いきいきプラザ集会室A
- セミナー講師 馬場利明さん(税理士、特定社会保険労務士、NPO 支援東京会議副会長)
- 参加者 14 名



<NPO 支援東京会議 2 月定例セミナー>

- テーマ「NPO の消費税」



- 日時 2017年2月7日(火) 18:30から20:30
- 場所 神明いきいきプラザ集会室A
- セミナー講師 馬場利明さん(税理士、特定社会保険労務士、NPO支援東京会議副会長)
- 参加者 14名

エ. 西武信金環境・街づくり活動助成金における団体の推薦

●第4回西武街づくり活動助成金

期間:平成29年年1月から6月(概ね6ヶ月)

活動目標:各種支援ツールのPRをホームページ等で実施し利用団体の倍増を目指す。

- ・特定非営利活動法人 ゆったり～の
- ・特定非営利活動法人 コミュニティ・オーガナイズング・ジャパン
- ・特定非営利活動法人 pipes of piece

以上、3団体の申請の審査を完了。贈呈式を2月17日(金)に開催。



オーガナイザー祭 2017



「みんなで読む 源氏物語・百人一首・平家物語」

3. ユニバーサルな地域社会づくり支援

(誰一人として孤立しない・させない地域社会づくり)

1) 志縁をつなぐ文化祭

(アーティストと連携し文化芸術活動を通じて、地域のつながりをつくり、イベント開催して地域のNPO活動を支援)

①ぬちゆいトークライブの実施

震災直後から精力的に被災地へ支援活動を行ってきた会長・加藤登紀子が被災地での経験をもとに作成した楽曲「命結～ぬちゆい～」。この楽曲をより多くの人たちに聞いてもらうことで地域を元気づけていくことはできないか検討し、「私の未来、私たちの明日、地域コミュニティの次の時代を切り開き、人と人、人と自然の活力を取りもどすためのイベント」として「加藤登紀子 命結～ぬちゆい～トークライブ」を企画。今年度は2016年4月16日に千葉県の佐倉市民音楽ホールにて実施(主催:社会福祉法人えのき会)。その場で熊本地震の支援金として募金をし、155,095円を災害支援団体ネットワークに寄付を行った。



4. ユニバーサルなはたらく場づくり支援

(身体的、精神的、社会的理由によって働きにくさを抱えている人とも一緒に、誰にとっても働きやすい職場づくり)

1) ユニバーサル就労システムの推進に向けたノウハウの提供

就労支援において、「人間関係の構築や誰かと繋がっていく力」は当事者がその先の人生を歩んでいくために必要なことであり、それを就労体験や中間的就労といった支援メニューを活用しながら模索していく期間が必要である。しかしながら、経済的困窮状態にある当事者にとって、相談機関に通う交通費はもちろんのこと、就労体験など訓練に通う交通費、身だしなみの準備、連絡用の携帯対電話等もろもろの経費が必ず一定程度必要になり、大きな負担になる。その必要経費が捻出できずに提案しても辞退する、あるいは支援者が提案を避ける現状となっている。こうした機会不均等を是正し、必要としている人に必要な支援を届けられるよう、「チャンス創造ファンド」を設立することとなった。このファンド設立を検討してきた NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば主催の交通費基金臨時検討委員会に池本専務が委員として参加。平成 29 年度から事業開始予定。

2) ユニバーサル志縁社会を推進するための調査、研究、政策提案

①平成 28 年度厚生労働省社会福祉推進事業「就労準備支援事業評価ガイドライン検証事業」

厚生労働省平成 28 年度社会福祉推進事業の採択を受け、生活困窮者自立支援法における自立支援事業者に対して、昨年度当法人で作成した「就労準備支援事業評価ガイドライン」の有用性について検証することを目的とした調査を行った。本調査は、(1) 就労準備支援事業評価ガイドラインに基づく事前事後アンケート調査、厚生労働省社会・援護局地域福祉課が調査主体である (2) 生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標による調査、社会福祉法人生活クラブ風の村が調査主体である (3) 生活困窮者自立支援事業新アセスメント モニタリング調査の 3 種類の調査を同支援対象者に実施し、結果について比較 検証することで評価モデルの妥当性やガイドラインの利便性について明らかにした。

【委員】敬称略

池田 徹 一般社団法人 ユニバーサル志縁社会創造センター
伊藤 健 特定非営利活動法人 SROI ネットワークジャパン
岩永牧人 特定非営利活動法人 ユニバーサル就労ネットワークちば
鴨崎貴康 特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会
川上葉子 社会福祉法人 生活クラブ
下村 功 社会福祉法人 生活クラブ
田嶋康利 日本労働者協同組合連合会
谷口仁史 特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス
西岡正次 大阪地域職業訓練センター A' ワーク創造館

・第 1 回委員会

日時 2016 年 9 月 3 日 (土)

会場 TKP 新橋汐留ビジネスセンター ミーティングルーム 103 (港区新橋 4-24-8 2 東洋海事ビル)

内容 鴨崎委員から評価ガイドラインの説明、生活困窮者自立支援事業新アセスメント・モニタリングシートについて、ほか



・第2回委員会

日時 2016年12月23日(金・祝)

会場 TKP新橋汐留ビジネスセンター ミーティングルーム103(港区新橋4-24-8 2東洋海事ビル)

内容 就労準備支援事業評価ガイドライン検証事業調査の現状報告、ほか



・第3回委員会

日時 2017年2月17日(金) 14:00-16:00

会場 TKP新橋汐留ビジネスセンター ミーティングルーム103(港区新橋4-24-8 2東洋海事ビル)

内容 3つの評価指標による検証の中間報告



・第4回委員会

日時 2017年3月31日(金) 10:00-12:00(予定)

会場 TKP新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム6F(港区西新橋1-15-1 大手町建物田村ビル)

内容 報告会発表内容確認 ほか



・シンポジウム

「生活困窮者の自立支援事業の『質』を検証する！3つの評価指標による検証事業報告会」

日時 2017年3月31日(金) 13:30-16:00(予定)

会場 TKP新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム6B(港区西新橋1-15-1 大手町建物田村ビル)

3月31日金曜日にTKP新橋カンファレンスセンターにて「生活困窮者自立支援事業の『質』を検証する！3つの評価指標による検証事業報告会」を開催いたしました。

年度末の最終日にも関わらず、お申込みは北は北海道、南は沖縄から行政の方、生活困窮者の自立相談支援事業や、就労準備支援事業等に直接携わっている方70余名の来場者をお迎えしました。

平成27年度当団体で作成した就労準備支援事業評価ガイドラインに基づくアンケート調査、厚生労働省が調査主体である「生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標による調査」、社会福祉法人生活クラブ風の村が作成した「生活困窮者自立支援事業新アセスメント・モニタリングシートver8」の3種類の調査を同じ支援対象者に調査を実施しました。

主催者挨拶として、ユニバーサル志縁社会創造センター代表理事池田徹より就労準備支援事業評価ガイドラインは、プラン作成率や就労率、増収率などを定量的な目安値で分けたのですが、就労支援事業というのは、もう少し定性的なものも含めて事業の評価がされていないと正しい評価にならないのではないかとということで昨年度作成させていただいたことの説明などがありました。

基調報告では、「生活困窮者自立支援制度における社会的インパクト評価を活用した評価指標による調査結果報告」と題しまして、日本ファンドレイジング協会事務局長の鴨崎 貴泰にこの1年間の調査内容を報告していただきました。

本調査の背景・目的の説明があり、一つ目が支援対象者の状態を最も適切に把握する評価モデルとはどういうものなのかということ、三つの評価モデルで、同じ対象者に評価をしてみることで、そこに変化があるのか。または、事業者の皆さん、それを使っていただいた結果、どういう感想を持つのかというようなことを含めて、調査をすることで、より良い評価モデルとは何かという検証をすること。二つ目が、事業実施形態別でどんな成果の違いがあるのかということ、事業実施形態別にパフォーマンスを比較することによって明らかにすることの説明がありました。

また、就労準備支援事業評価ガイドラインの基本的な考え方である社会的インパクト評価の説明があり、ロジックモデル(何を測るか?)、指標(何で測るか?)と測定方法(どうやってデータを集めるか?)に分けて説明があり、調査結果として3調査の比較、各調査方法を評価する際のポイントとして「評価の目的」と「評価負荷の適切性」から判断することの説明や事業実施体制別による事業成果比較と、自立項目別就労との相関分析の説明がありました。

参加者からは「各アンケートの違いや、それぞれのメリット・デメリットなどが分かりやすくまとめられていた」「データが数値化されていて分かりやすかった」などの声がありました。

パネルディスカッションでは「生活困窮者自立支援法における事業評価の今後」と題しまして、各パネリストの方から15分ずつお話をいただきました。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室室長補佐の高木剛さんからは「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」について生活困窮者自立支援制度の効果（施行後2年間の状況）と今後さらなる対応を要する課題と主な論点を説明していただき、また更に、生活困窮者自立支援法の見直しについてもお話をいただきました。

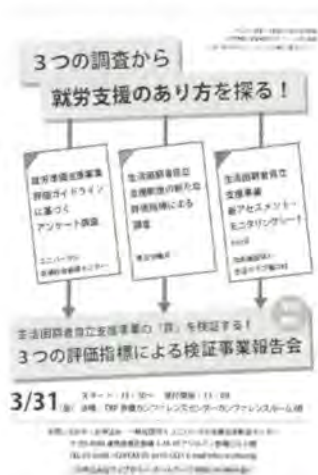
生活クラブ風の村生活困窮者自立支援事業統括川上 葉子さんからは就労準備支援事業ヒアリング先一覧表を用いて9つの事業所別の就労準備プラン平均期間や支援対象者特徴や課題のご説明等いただきました。

NPO スチューデント・サポートフェイス（以下S.S.F.）代表理事谷口 仁史さんからは社会的孤立・排除を生まない総合支援体制の確に向けて、アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチというテーマでS.S.F.の主な相談実績やアウトリーチの重要性や、アウトリーチをすることで明らかになった実態などの説明がありました。

A⁺ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）就労支援室長西岡 正次さんからは就労支援の社会的インパクトと支援拡充の課題～自治体・地域による就労支援と人材確保・開発～というテーマで自治体による就労支援の2つの側面（ソーシャルワークと一体化した就労支援と労働力開発としての就労支援）の説明や就労支援の社会的インパクトについては個別支援の向上や企業（働く現場）と連携した就労支援などの説明もあり、そして更に人材・労働力をめぐる混乱についてもお話をいただきました。

参加者からは「自分達が行っている、活動（就労準備）がまちがった方向ではないことを認識できた」「支援内容をアプトプットしながら、自分達の支援を振り返っていく事が非常に重要だと改めて感じました」などのお声をいただきました。

今後もみなさまと一緒に就労支援のあり方を考えていけたらと思います。





3) ユニバーサル農業フェスタの広報を実施

期間：2016年4月から11月

ア. ユニバーサル農業フェスタ広報

ユニバーサル農業フェスタ実行委員会主催で「ちばユニバーサル農業フェスタ」が千葉県四街道、佐倉で開催され、本団体は東京ベジフードフェスタ、土と平和の祭典等で広報を実施。



第10回土と平和の祭典 2016 (日比谷公園)



東京ベジフードフェスタ 2016 (代々木公園)

イ. 農山漁村の地域資源と福祉を活用した「農」の取組支援

農山漁村の地域資源と福祉を活用した「農」の取組支援～高倉ふるさとづくりの会における農業経営・受入体制等を学べる勉強会～の開催協力を実施。3月12日(日) (於；鶴ヶ

島市農業交流センター、主催:高倉ふるさとづくりの会、後援:認定特定非営利活動法人 自然環境復元協会)

4. 東日本大震災復興活動支援

(NPO・市民団体等が取り組む東日本大震災復興活動を支援)

1) 東日本大震災復興支援活動についての意見交換の場の設定

市民キャビネット災害支援部会が中心に取り組むNPOまつり、平成28年度「広域的地域間共助」推進協働型災害訓練等で復興支援活動の報告や防災訓練等を実施。

また東日本大震災支援全国ネットワークの世話団体も務め、今年度は池本専務が5カ年検証委員会の委員として参画。

2) IT企業の新入社員を福島へ研修のコーディネート

昨年に引き続き、5月26日、27日に日本ヒューレット・パカード株式会社の新入社員の有志による東北復興支援活動をコーディネートした。

3) 公民館、仮設住宅等でのコミュニティ活動支援事業

ア. 熊本地震支援

2016年4月に発災した熊本・大分震災を受けて熊本市をはじめとした行政、NPO、企業等と連携し、避難所、仮設住宅等の支援活動を実施した。また2011年5月から実施している復興支援ITボランティア派遣で構築した関係性をベースに、地域防災教育のシステムづくりやコミュニティの活性化への支援を行い熊本県においてICTを活用した支援活動を行う『熊本復興ICT支援チーム リバイブくまもと』設立に協力団体として関わった。

HP: <http://revkuma.org/>

イ. 東日本大震災復興支援

2011年5月から実施している復興支援ITボランティア派遣で構築した関係性をベースに、地域の公民館や仮設住宅等へインターネット回線等を敷設し、地域防災教育のシステムづくりやコミュニティの活性化への支援を行った。主に、陸前高田市、大船渡市で活動を実施予定。チャリティ自販機の寄付を活用した陸前高田市長洞元気村訪問ツアーを複数回実施。

活動内容

- ・スタディツアー (陸前高田長洞元気村)
- ・ITサポートツアー (陸前高田市長洞元気村、大船渡市末崎地区大立仮設住宅)
- ・報告会 (2017年3月を予定)

●2016年6月26日、27日

場所; 陸前高田市長洞元気村

参加人数; 学生、コーディネーター等 (辻道・秋葉・近藤) 4名

実施内容; 長洞元気村平面・立体地図作成、なでしこさんのお手伝い、語り部参加 ほか



●2016年9月24日、25日

場所；陸前高田市長洞元気村

参加人数；学生、コーディネーター等（辻道、秋葉、吉田、伊藤）5名

実施内容；長洞元気村平面・立体地図作成、元気便の住所録の作業、ほか



●2016年12月10日、11日

場所；岩手県大船渡市大立仮設住宅、陸前高田市長洞元気村

参加人数；学生、コーディネーター等（辻道・秋葉・近藤）4名

実施内容；元気村では平面・立体地図作成、なでしこさんたちのお手伝い。

大立仮設では硯工房の見学と現状ヒアリングなど。



●2017年2月6日(月)7日(火)

活動場所：岩手県大船渡市大立仮設住宅、陸前高田市長洞元気村

参加者：学生、コーディネーター等(辻道、秋葉、犬塚)4名

実施内容：元気村では平面・立体地図作成、元屋にて看板作成のお手伝い。

大立仮設住宅ではお茶っこなど。



3) 地域における防災コミュニティ醸成支援

慶應義塾大学SFC研究所防災情報社会デザインコンソーシアムと連携し、熊本地震に書道における支援について、4月26日慶應義塾大学三田キャンパスにおいて緊急セミナー「熊本地震対応 今なにをすべきか」を開催し熊本市役所との情報面での連携について発表した。



(写真は弁護士ドットコムより引用)

6. 資金状況報告

別紙

7. その他

社会的養護下にある子の自立を考える研究会
報告書

一般社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター

2017年3月

1. 社会的養護下にある子の自立を考える研究会 趣意書

「社会的養護下にある子」とは、保護者のない子、被虐待児など、家庭環境上問題を抱え、公的責任として養護を行なう子のことを言います。対象者は約 46,000 人（平成 25 年現在）です。子どもたちは、児童相談所を経て、里親家庭、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設などで暮らしています。近年は、特に被虐待児が増えているのが特徴です。

平成 26 年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、前年度比 20%増の 89,000 件のぼっています。また、日本小児科学会によると、虐待で死亡した可能性のある 15 歳未満の子どもが全国で年間約 350 人に上るとの推計を初めてまとめました。これは、厚労省の推計 69 人（平成 26 年度、心中を含む）の 5 倍に相当します。ほぼ、1 日に 1 人が虐待によって亡くなっていることとなります。

バブルがはじけて既に四半世紀が経過しました。この間、貧困、格差が拡大し、今や、相対的貧困率 16.1%、子どもの貧困率 16.3%（平成 24 年度国民生活基礎調査）、つまり 6 人に 1 人が貧困状態にあります。こうした貧困の増大が社会的な孤立を拡大し、虐待につながっていると考えられます。

乳幼児期に保護者の愛情を受けることなく育った子どもには、愛着障害という特有の障害が生じるといわれます。虐待を受けて親と分離し、里親や施設で暮らすことになった子どもの多くが、この障害に悩まされています。また、虐待による身体障害、発達障害などをかかえる子どもも少なくありません（厚労省によると児童養護施設で暮らす子の 28.5%に障害があることがわかっています（平成 25 年 2 月 1 日時点））。

こうした子どもたちは、原則として 18 歳になると「措置解除」され、里親や施設を離れて自立しなければなりません。（進学などの理由で例外的に 20 歳まで措置延長される場合もあります）全国平均では 76.9%の子が大学等に進学しますが、児童養護施設で育った子は 22.6%に過ぎません（平成 24 年度高卒者、厚労省資料）。多くの子が実親の支援を受けることができず、学費や生活費を自ら稼がなければならないからです。

幼少時代に、言葉に尽くせぬ苦しみを味わった子どもたちが、社会に旅立つ新たな出発点において、再び、大きなハンディキャップを背負うことになるのです。

ようやくにして、政府もこの問題に本格的に取り組み始めました。しかし、この問題は政府のみに託すのではなく、私たち民間セクターにおいても、何ができるかを考えていくべきです。かつておおぜいの人たちが匿名で児童養護施設の子どもたちにランドセルを送るなどの、いわゆる「タイガーマスク現象」が起きましたが、いつきの盛り上がりが終わってしまいました。

根本的には、社会的養護を必要とする子どもがいなくなる社会をめざしていくことが必要です。しかし、短期間にそうした社会に変革していくことは困難です。そこで、私たちは、協同組合や労働組合、社会的企業等による「社会的養護下にある子の自立を考える研究会」を設置して、子どもたちへの持続的な支援の仕組みを創設すべく、研究します。

2. 賛同団体

日本生活協同組合連合会

パルシステム生活協同組合連合会

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

日本労働者協同組合連合会

日本労働組合総連合会

労働者福祉中央協議会

3. 研究会委員

猪飼周平	一橋大学大学院社会学研究科・社会学部 教授
池田徹	一般社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター 代表理事、社会福祉法人生活クラブ風の村 理事長
伊藤由理子	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 常勤理事
沖倉紅児	生活協同組合パルシステム生活協同組合連合会地域支援本部総合福祉事業推進室 室長
兼間道子	NPO 法人日本ケアシステム協会 会長
鴨崎貴泰	NPO 法人日本ファンドレイジング協会 事務局長
塩原洋光	労働者福祉中央協議会 事務局次長
重富健太郎	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局 部長
菅原亜弥	認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル 事務局長
馬場幹夫	日本労働者協同組合連合会センター事業団東京統括本部 本部長、日本労働者協同組合連合会 理事
早川悟司	社会福祉法人子供の家・児童養護施設子供の家 施設長、社会福祉士
平野寛治	社会福祉法人ふきのとうの会 理事長、老人給食協力会ふきのとう 代表、全国老人給食協力会 専務理事
牧野史子	NPO 法人介護者サポートネットワークセンターアラジン 理事長
町野弘明	一般社団法人ソーシャルビジネス・ネットワーク 専務理事・事務局長
宮本みち子	放送大学 副学長
村上彰一	生活クラブ生活協同組合・東京 専務理事
山田浩史	日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部

4. 社会的養護をめぐる現状（厚生労働省資料より作成）

① 社会的養護の現状

社会的養護とは、厚労省によると「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」であり、『子どもの最善の利益のために』と『社会全体で子どもを育む』を理念として行われ¹ている。我が国では保護者のない児童や被虐待児といった家庭環境のうえで養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護がおこなわれている。なお、児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されている。

対象児童は、約46,000人にのぼり、その内訳は次のとおりである。里親家庭やファミリーホームにいる児童が約6,000人。乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームといった施設にいる児童が約40,000人。ただし、母子支援施設にいる児童5,766人、自立援助ホームにいる児童486人は、措置制度外である。里親などに委託される児童の数は、20年前の約2.8倍。児童養護施設の入所者数は微増、乳児院の入所者数はおよそ2割増となっている。

近年では児童虐待の増加などにともない、児童虐待防止対策のさらなる強化とともに、虐待を受けてしまった児童への対策として、社会的養護の拡充が量・質ともに求められている。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法が施行される以前の平成11年度の11,631件に対して、平成27年度には約8.9倍の103,260件へと増加している。また、児童養護施設の入所者のうち、約6割は入居前に虐待を受けた経験をもっている。

② 自立支援の現状

社会的養護下にある子の自立生活能力を高めるためには、安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み、自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育をおこなうことが必要である。進学や就職の状況については、高校進学率は高くなった。しかし、高校卒業後の進路については、一般に比べて進学率は低く、就職が多くなっている。

資金的な支援については、就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合は学習塾も利用できるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要とされている。なお、平成24年度からは、就職や進学に役立つ資格取得や講習などの経費が支給されるようになった（平成26年度は1人あたり年額56,570円）。また、就職支度費と大学進学等自立生活支度費は、平成26年度にそれまでの1人あたり216,510円から276,190円へ改善された。平成27年度予算では、児童養護施設に入所している児童などに対する学習支援（小学生への学習ボランティアや高校生への学習塾代支援など）が充実し、自立援助ホーム入所者についても就職支度費の支弁対象に追加されるようになった。

児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退したりすると、18歳になる前でも児童を退所させる施設もある。しかし、平成23年12月に厚生労働省は、措置延長、措置継続、再措置などを積極的に実施するよう自治体に通知している。生活が不安定な場合は、20歳になるまでの措置延長を活用できるため、そうした制度を活用しつつ自立生活能力がない児童をそのまま退所させることのないようにすべきである。また、就職して児童養護施設などを退所する15歳から19歳の子どもに対しては、自立した生活を支援する場として自立援助ホームが整備推進されている。また平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法によって、大学などに就学中の者は22歳の年度末まで入所できるようになった。

社会的養護が必要（児童養護施設や里親などのもとで生活している生徒）で、大学・短大・高等専門学校・専門学校に進学する子どもに対する奨学金としては、平成29年度から一定の基準を満たせば、月額4万円、入学金相当額として24万円が給付される予定である。該当基準は以下のとおりである。

- ① 平成29年度に国公立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学する場合
- ② 学力・資質基準：以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の学校長から推薦を受けられる場合

- ・ 特定分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
- ・ 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

（独立行政法人日本学生支援機構「平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ」）

施設を退所した児童へのアフターケアについては、平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に退所者への相談支援が規定された。これにより児童養護施設に自立支援担当職員が配置され、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケア体制が整備された。東京都では、平成24年度に「自立支援コーディネーター」が児童養護施設に配置された。自立支援コーディネーターの役割は、入所児童の就職や進学に向けた準備から退所後の継続的な支援を専任でおこなうほか、進路指導に関する施設職員への助言、学習支援に取り組む地域のボランティア団体などとの連携などをおこなうことである。退所児童等アフターケア事業としては、退所者の自助グループを施設単位や広域単位で育成することなどもおこなわれている。平成27年度予算ではアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置することになった。また、厚労省の身元保証人確保対策事業として、平成24年度からは、申込期間が1年に延長されたうえで、就職時の身元保証の期間が最長5年、賃貸住宅などの貸借時の連帯保証の期間が最長4年まで延長可能となった。その他、奨学金についての情報は、施設団体によって整理され、各施設へ提供されている。

5. 社会的養護をめぐる課題

① 現状の施策で足りない部分があるかを把握する

現状、国や民間財団なども、支援や制度がより充実したものとなるよう努力しているが、その施策は十分ではない。制度の中で使えるものは、支援者を通じて当事者に橋渡しはしているが、社会のセーフティーネットからこぼれ落ちてしまうことが生じている。そのような中で現状の施策で足りない部分があるかを把握するために、研究会の委員から出された既存施策の課題について列挙する。

② 横断的な課題

前章でみてきたとおり、就職や進学によって自立した人への支援は充実しはじめているが、挫折した人への支援が弱い。たとえば、児童養護施設退所者に対する自立支援資金貸付事業（生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費）は、進学した人や就職した人など、対象が限定されている。また、就職や進学をしたが、退職や中途退学などで挫折した人への支援も弱くなっている。さらに、自立した社会生活に移行するためには、金銭面のみならずより大きな枠組みが必要である。たとえば、住まいの自立においては、第一に施設内のインケア、次に施設が用意した住居、そして一般のアパートの利用というステップがある。一方、社会的養護の世界では、就労支援について正面から捉えてこなかったという意見もある。中間就労や就労準備支援も含め、就労の場を提供すると同時に、就労自立にいたる生活習慣を身に付けていくような支援が必要と考えられる。

課題は多く存在し、制度の改善についても取り組んでいくべきである。しかし、制度の不備を是正するには、陳情するだけでなく、民間の力によって社会や地域が動いたという実績がなければ国は動かない。そもそも、社会的養護などの困難に直面している子どもやその親の状況について、地域の中で把握ができていないのが現状である。また、自立援助ホームや退所児童等アフターケア事業の利用者の中には、児童養護施設に入所していなかった人も多く存在している。このことから、社会的養護下になかったが困難な状態にいる子どもへの支援の仕組みも必要と考えられる。さらに、虐待が子どもに与える影響は大きく、年齢が18歳を超えていたとしても、当事者に対する支えは必要である。それと同時に、虐待をしている親へのケアもまた必要である。



このような地域社会における社会的養護を取り巻く状況は、現在のところ社会課題として認識されておらず、イシューレイジングが不可欠である。

③ 児童養護施設

児童養護施設の課題としては、著しく低い高等教育への進学があげられる。その原因としては、学力以上に経済力が課題となっている。地域間や施設間でも、大きな格差が生じている。

2013年3月高校卒業者	大学等進学	専修学校等進学
児童養護施設（東京：192人）	38人（19.8%）	34人（17.7%）
児童養護施設（全国：1,626人）	200人（12.3%）	167人（10.3%）
一般（東京：101,970人）	66,451人（65.2%）	20,086人（19.7%）
一般（全国：1,088千人）	579千人（53.2%）	258千人（23.7%）

児童養護施設：社会的養護現況調査（厚労省） 一般：学校基本調査（文科省）

またうまくなじむことができずに施設を転々とする子どもの中には、行き場がなくなりホームレスとなるケースや、住み込みで仕事をしてうまくいかず、心身ともに不調をきたすケースもある。こうした18歳未満にも関わらず自立生活能力がないまま退所させるケースが起これないようにはすべきである。

現在、社会的養護下にある子どもへの支援を22歳まで継続することが議論されている。しかし、東京では児童養護施設の入所枠が空いておらず、住まいの確保が課題となっている。

④ 自立援助ホーム

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査の結果（平成25年2月1日現在）」によると、自立援助ホームの入所者の47.1%は家庭からで、施設などで社会的養護を受けた経験がない。親元に住おり児童相談所も接触できなかったが、実際は困難な状況にいたという人などもある。地方の自立援助ホームは、入居退居の変動が多く、入居者が4人以下の施設が4割を占める。運営基盤そのものが脆弱で、設立したものの経営が立ちゆかずに潰れている施設もある。入居者が少な

ければ、職員を雇用し続けることが困難になり、質の担保も難しくなってくる。

⑤ 里親

18歳措置解除後の支援ノウハウが里親には少なく、里親から巣立った人は施設から巣立った人と比べて支援が薄くなりがちである。一方で、里親同士のネットワークも施設職員のものほど充実していない。そのため、孤立してしまう里親を支える仕組みが必要である。

⑥ 退所児童等アフターケア事業

18歳（20歳）以上への支援が足りていないのが現状である。支援の仕組みが整っていないため、措置解除後に働くこともままならず、生活保護、ホームレス、刑務所入所などの手前の状況にある人もいる。東京都の場合、退所児童等アフターケア事業における1事業所当たりの予算は750万円で、事業者はその予算を薄く広く使い、ぎりぎりの状態で支援をおこなっている。そのため1人の利用者の支援に人員を割いて特化することは難しく、困難なケースに遭遇した場合の対応は厳しいのが現実である。費用については、原則として利用者が自費で負担して利用している。また、アウトリーチのための事業費も制度から出るわけではなく、職員は休みを削って関わることとなる。

退所児童等アフターケア事業の利用者の中には、自立援助ホームの場合と同じく、社会的養護を受けた経験がない孤立した若者も多数いる。利用者をも具体的にみると、児童養護施設を経由した人が45%、社会的養護に係った経験のある人は60%となっている。

6. 提言：首都圏若者サポートネットワーク（仮称）を設立します

前章までに整理した社会的養護を取り巻く課題などをふまえ、措置経験の有無にかかわらず、家族の後ろ盾もなく困難に直面する子ども・若者が自立するのに必要な支援の仕組みを構築するために、本研究会は3つの事業を提言し、そのための運営委員会の設置を提案します。

① 3つの事業

事業1：自立支援基金造成・伴走支援助成

目標

困難に直面する子どもたちに伴走する支援者にとって使い勝手の良い、継続的に資金が集まる自立支援基金を創設する。

事業内容

運営委員会において定める運営計画に基づき、連携先と協力し、資金集めをおこなう。また、集まった資金を支援対象者に伴走する支援者の所属団体に助成する。基金造成と助成にあたっては、指針として以下の6点をふまえる。

・支援者ネットワークづくり

運営委員所属団体の強みを生かし、信頼できるセクターを超えた支援者ネットワークを構築。

・戦略を持ったファンドレイジング

基金として成り立たせるためには、継続的な資金集めの仕組みが必要であり、寄付募集をおこなう際は賛同や共感ができる目的を設定する（イシューレイジング）。初年度以降は、実績をPRし、基金を充実させていく。また休眠預金活用法が成立したことから、休眠預金の活用も視野に入れる。

・アカウンタビリティの確保

助成などの金銭支援をおこなう際は、貸与ではなく給付型とし、使い道を明らかにし、どこに資金が必要なのか、なぜ必要なのかも明確にする。

・個別支援計画の作成

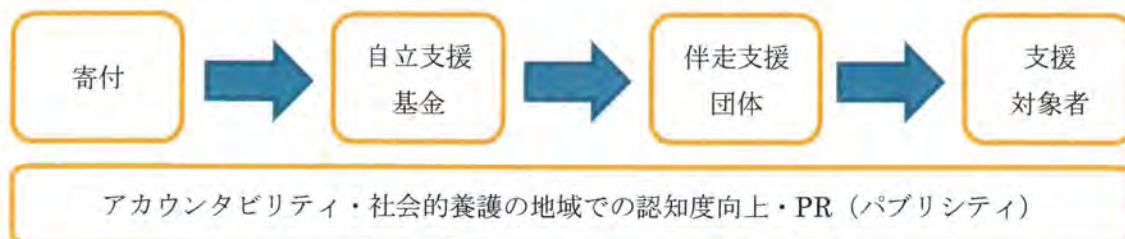
助成をおこなう際は、申請者に個別支援計画（例：期間、金額、支援対象者、方法、想定される結果）を作成してもらう。

・助成の形態

伴走型支援をしている事業者の運営費補助やアウトリーチの実費（現状は事業者の持ち出し）への補助、困っている本人の自立のための補助（職業訓練受講費）など。「急を要する支援」などにも対応できるようにする。

・地域での認知度向上

PR 戦略に基づき、アウトプット、アウトカムを報告するブックレットなどを作成し、各自治体の広報、公共性の高い施設の広報誌、既存マスメディア、ソーシャルメディアなどに掲載されるようパブリシティに力を入れる。地域資源の情報収集もあわせておこなう。

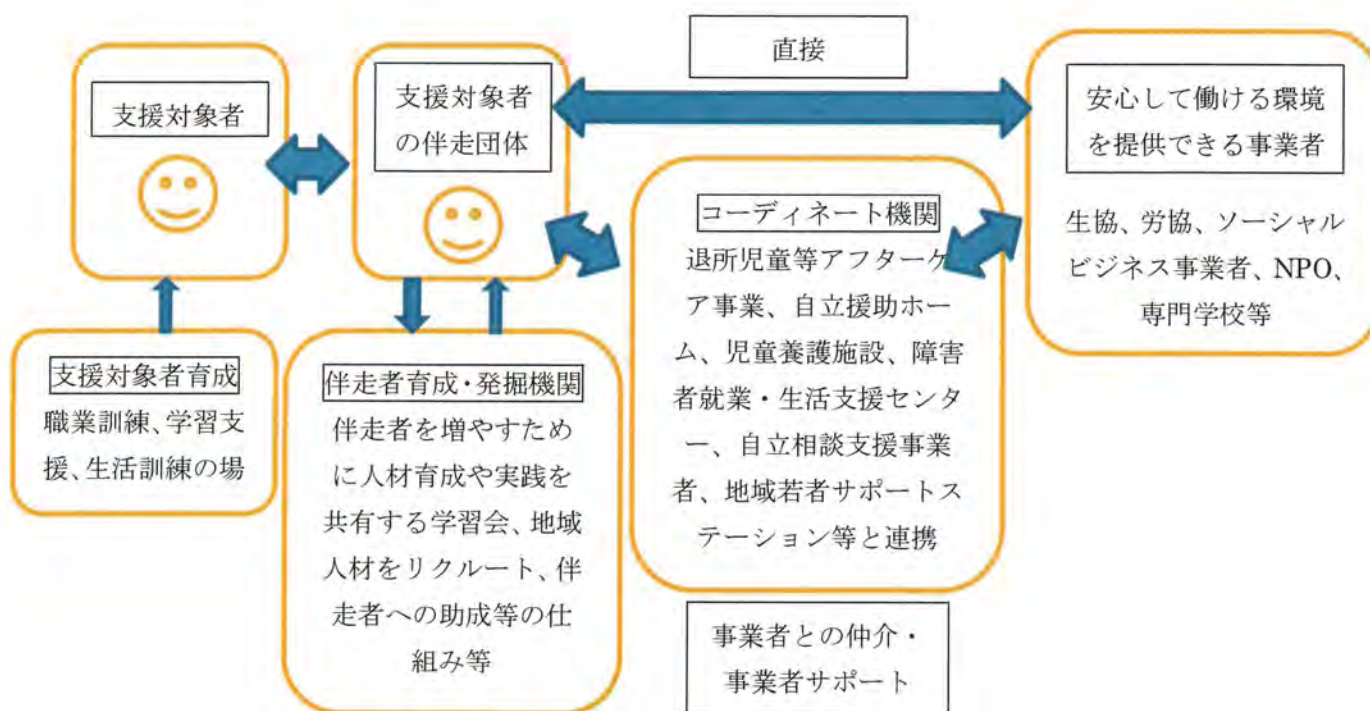


事業2：就労・キャリア支援

目標

困難に直面した子どもたちが安心して働ける環境を提供できる事業者と連携して、就労など（インターンシップ（就労体験）、アルバイト、ユニバーサル就労、一般就労）の機会を用意する。

支援対象者の伴走団体（退所児童等アフターケア事業、自立援助ホーム、児童養護施設など）と本研究会参加団体が推薦する就労支援事業者が、直接またはコーディネート機関の仲介のもと調整をおこない、インターンシップ（就労体験）、アルバイト、ユニバーサル就労、一般就労、キャリア支援などを実施。



事業3：調査研究と政策提言

目標

研究者と共に従来の支援メニューでは支援することができないニーズを明らかにし、従来の支援における阻害要因を明確化し、類型化する。

社会実験としての位置づけ

助成などの金銭支援をおこなう際は、社会的な実験という位置づけで、支援者・研究者合同のニーズ調査分析を同時に実施し、必要に応じて政策提言などもおこなう。ただし、評価結果を出すために支援内容などに制約が出ることは避ける。金銭や就労支援以外に生協や労働組合などで支援可能な資源（空き家など）も洗い出す。

② 運営委員会の設置

本提言を推進するために学識経験者、基金を醸成する各種団体の担当者、基金を道具として活用する伴走者側の代表者が参画する運営委員会を設置する。構成案は以下の通り。

研究会参加団体（学識経験者、パルシステム生活協同組合連合会、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、日本労働者協同組合連合会、日本労働組合総連合会、労働者福祉中央協議会、ソーシャルビジネス・ネットワーク、日本ファンドレイジング協会、ユニバーサル志縁社会創造センター）、当事者支援団体（退所児童等アフターケア事業、自立援助ホームなど）、地域の生活協同組合など。



運営委員会事務局は以下の3団体とする。

- ・一般社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター
- ・一般社団法人くらしサポート・ウィズ（生活サポート生活協同組合・東京）
- ・日本労働者協同組合連合会

③ 支援対象者

支援対象者は、首都圏の支援者が伴走可能な、措置経験の有無にかかわらず支援が薄いおおむね30歳以下の若者で、原則として大学進学をしている人を対象としない。具体的には、高校・大学中退、高校卒業程度認定試験、予期せぬ妊娠、特別養子縁組、ホームレスといった状況にある若者の就労などを想定している。支援対象者を限定する理由は、現状として大学進学者への社会的な支援が厚くなっているため、そこからこぼれてしまう支援の谷間にいる人を支えることを意図している。支援の伴走者（退所児童等アフターケア事業、自立援助ホーム、児童養護施設などの支援者）は必須で、支援対象者は伴走者と相談して支援申請を決める。

以下に第3回研究会での発表に基づき想定される支援対象者の具体例を紹介する。

例1：資格取得支援。30歳 女性

4歳から児童養護施設で育つ。18歳で施設を出て就職し、一人暮らしをしていたが、25歳の時に生活が乱れ、金銭面で困窮。生活保護につながるために相談に来る。住まいがなく、宿泊所で過ごし、生活保護を受けることに。その後、月に2回程度面会を続けて、現在4年目。役所の必要な手続き、医者を探すことなどを支援する。うつ、セックス依存、アルコール依存、自暴自棄になり死にそうになることなどを繰り返しながら、継続的に関わっている。現在、アルバイトを2年続けられていることに自信を持ちはじめしており、勉強したい、資格が欲しいという気持ちが出てきた。しかし、資格取得の勉強をするためのお金がない。

例2：就労。35歳 女性

虐待で施設に入所。パニック障害や対人恐怖がある。アフターケア相談所と関わるようになったのは、作業所を転々としていたところ、そのとき働いていた作業所の所長とトラブルになり、本人から介入してほしいと言われて関わったのが始まり。相談所でジャムを作る工房が立ち上がった際には一番に来て、それから1年間、相談所に通いながら働いている。安心できる場所に行けるということで、電車の中でパニックにならずに済んでいる。その一方で、この安心できる場所にも遅れるのが怖く、何かあったらどうしようという不安から、開始1時間前には絶対に到着するようにしている。少しずつ自信をつけている様子はうかがえる。

例3：妊娠・中絶の医療費。23歳 女性

児童養護施設、自立援助ホームの利用経験あり。国民健康保険、扶養、年金など、細かいことが一つ一つ心配で動けなくなったりする。支援する側が思う以上に、何かにつけて知らず、分からず、怖れや不安を抱えている。性風俗で働いていて友達の家を転々としていたところ、妊娠が発覚。おなかが大きくなると働くことができなくなり、友達の家にお金を入れることもできなくなったことから、早く出ていくように言われ、19歳の終わり頃、妊娠8カ月くらいで相談に来た。そのときの所持金は1,000円で、一回も医者に行ったことがなかったため、すぐ役所に同行。続

いて一緒に医者に行き、体の安全を確認。所持金がないため、最初の医療費だけは相談所が支弁。その後、公の女性相談センターにつながり、本人が望んでいたことから、出産。しかし、支援制度にはまりきらずに、本人は飛び出し、子どもは乳児院から特別養子縁組へ。その後、いったん連絡が取れなくなるが、ふたたび妊娠し、今度は中絶したいということで連絡が来た。その際も役所と交渉し、最終的には中絶することに。

7. 研究会の開催日と検討テーマ

開催日	検討テーマ
第1回 (2016年7月21日 (木)) TKP 新橋汐留ビジネスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○研究会発足までの経過報告 池田徹委員 (ユニバーサル支援社会創造センター代表理事) ○社会的養護下の子の自立の現状と課題 田野 剛様 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局) ○「子どもの貧困」の現状 宮本みち子委員 (放送大学副学長) ○措置解除後の子どもたちの自立に向けた課題 早川悟司委員 (児童養護施設 子供の家 施設長) ○生活モデル化する社会と社会的養護 猪飼周平委員 (一橋大学大学院社会学研究科教授)
第2回 (2016年10月24日 (月)) TKP 新橋汐留ビジネスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○自立援助ホームとは?～自立援助ホームの必要性と対象者～ 恒松大輔様 (自立援助ホームあすなる荘 ホーム長) ○NPO 法人 ブリッジフォースマイルの活動紹介 菅原 亜弥委員 (NPO 法人 ブリッジフォースマイル 事務局長) ○社会的養護下にある人の「多様な旅立ちを支える」基金設置 (案) 池田徹委員 (ユニバーサル志縁社会創造センター代表理事)
第3回 (2017年1月12日 (木)) TKP 新橋汐留ビジネスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○退所児童等アフターケア事業 活動・ケース紹介① 木本ゆう様 (NPO 法人 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ スーパーヴァイザー) ○退所児童等アフターケア事業 活動・ケース紹介② 広瀬朋美様 (アフターケア相談所 ゆずりは 地域生活支援スタッフ 社会福祉士) ○日本の寄付市場の状況とファンドレイジングの最新トレンド 鴨崎貴泰委員 (NPO 法人 日本ファンドレイジング協会 事務局長) ○研究会報告書骨子案 ご報告・意見交換
第4回 (2017年3月16日 (木)) TKP 新橋汐留ビジネスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○研究会報告書 ご報告・意見交換

8. 今後のスケジュール

- ・ 2016 年度内に報告書を完成。
- ・ 2017 年度早々に基金運営委員会を設置。
- ・ モデル事業を 2017 年度中に実施。
- ・ 2018 年度から本格実施。